

令和8年度 養老町育休代替任期付職員 採用候補者登録試験案内

《育休代替任期付職員とは》

育児休業を取得する職員の代替として、任期を定めて採用される職員です。

○この試験の合格者は、「育休代替任期付職員採用候補者名簿」（以下「候補者名簿」という。）に登録され、職員の育児休業の状況等に応じて採用されます。

○勤務予定先は、育児休業を取得する職員が勤務する町の機関です。

○候補者名簿の有効期間は名簿登録の日から3年間です。

○任期は職員の育児休業期間に応じて決定されます。（任期を短縮又は延長する場合があります。）

○原則として正規職員と同様の業務に従事します。

◆ 申込受付期間9月18日（金）～10月9日（金）必着

◆ 試験日：10月30日（金）

◆ 受験申込書の請求及び試験についての問い合わせ先

養老町役場 総務部総務課

〒503-1392 養老郡養老町高田798番地 TEL(0584)32-1101

1. 職種・採用予定人数・受験資格

職 種	採用予定人数	受 験 資 格
一 般 行 政 職	若干名	・ 総務、経理などの事務経験を有する人
保 育 教 諭		・ 保育士及び幼稚園教諭の資格を有する人

◎ ただし、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する人は、受験できません。

（1） 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

（2） 養老町において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

（3） 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

◎ 受験資格等の確認について

最終合格決定後、職務経験期間を確認するため、職歴証明書を提出していただきます。

なお、受験資格の有無、申請書記載事項等の真否について確認させていただくとともに

記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

2. 試験日時・場所及び合格発表

試験日時・会場など		合格発表
令和8年10月30日（金）	受 付 13時00分～13時15分	11月中旬頃に 受験者全員に 郵送にて通知 する予定です。
①小論文試験（1時間）	試験時間 13時30分～14時30分	
②面接試験	試験時間 15時00分～	
（注）①の開始時刻13時30分に遅れた場合、受験することができません。		
<会場> 養老町役場 （養老郡養老町高田798番地）		

3. 受験手続 【申込書は、9月18日（金）から、総務課窓口でお渡しします。（郵便請求もできます。）】

提 出 書 類	1. 養老町育休代替任期付職員 採用候補者登録試験申込書 2. 養老町育休代替任期付職員 採用候補者登録試験申込確認書 3. 110円切手を貼付した返信用封筒（長3号） ※受験票送付用
申 込 方 法	【受付期間】 令和8年9月18日（金） ～ 10月9日（金） ※必着 役場総務課に、直接持参していただいても結構です。（※土・日曜日を除く） 【申 込 先】 〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田798番地 養老町役場 総務部総務課 ※身体の障がいなどのため受験上の配慮を必要とされる方は、必ず申込時にご相談ください。 ■申込みにあたっての注意 ①試験申込書等を郵便で請求する場合 返信用封筒（角形2号の封筒に180円切手を貼り、住所・氏名を明記）を同封の上、封筒の表に「職員登録試験申込書請求」と朱書きして郵送してください。 ②必要事項記入後、試験申込書等を郵便で提出する場合 郵送の場合は、提出書類は絶対に折り曲げず、封筒に入れ、封筒の裏面に自分の住所、氏名を明記し、表面に「登録試験申込書在中」と朱書きし、郵便局で必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」扱いにして送付してください。
受 験 票 の 交 付	■申込書受理後、受験票などを郵送します。なお、10月28日（水）になっても受験票が送付されない場合には、養老町役場総務課までご連絡ください。

4. 合格から採用まで

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に登録され、令和8年12月1日以降、職員の育児休業の状況等に応じて採用する予定です。（名簿に登録されても必ず採用されるとは限りません。名簿の有効期間は名簿登録の日から3年です。）
- (2) 任期は、職員が育児休業を取得する期間に応じて決定されます。任期が満了した場合でも、名簿登録期間中であれば、再度任期付職員としての勤務をお願いする場合があります。
- (3) 受験資格がないこと、又は申込書などの記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消し、名簿から削除します。

5. 給与及び勤務時間等

- 育休代替任期付職員は、任期が定められていること以外、給与、勤務時間については任期の定めのない職員同様に地方公務員法等の規定が適用され、一般職の職員として勤務していただくことになります。
- 令和8年4月現在の初任給は、下表のとおりです。この金額は、新規卒業者を例にとったもので、卒業後に職歴などがある場合、一定の基準に基づいてこの額に加算されます。

区分		給料月額
一般行政職 保 育 教 諭	大学卒程度	232,000円
	短大卒程度	216,500円
	高校卒程度	200,300円

※ このほか、一定の要件に該当する者には通勤手当などの諸手当が支給されます。
また、採用されるまでに条例などの改正が行われた場合には、その定めによるところとなります。

6. その他

◎ 受験に際しての注意事項 ・ 交通案内

注 意 事 項	・ 駐車場は養老町役場庁舎玄関前駐車場をご利用ください。
交 通 案 内	鉄道利用 ◎養老鉄道「美濃高田駅」下車 徒歩5分 ※時刻表等ご確認ください。
試 験 会 場 図 近 隣 地 図	

○ 受験手続・採用試験に関するお問い合わせ ○

養老町役場 総務部総務課

〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田798番地

TEL (0584)-32-1101

ホームページアドレス <http://www.town.yoro.gifu.jp>